

答申第600号  
平成28年12月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年12月6日付け神保健予第3154号、神保健健第2518号及び神ここ第3255号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

こうべ健康いきいきサポートシステムへの情報項目の追加について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 番号法に定められた事務事業を実施するにあたり、制度個人番号をこうべ健康いきいきサポートシステムで管理するため、情報項目を追加して電子計算機処理を行うことは、特定個人情報の正確性や同期性を確保するために不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 「住記DV情報」の項目を追加し、DV保護対象者への支援措置を強化すること、及び「予防接種実施依頼書の発行理由」の項目を追加し、神戸市民が他都市で予防接種した場合の理由を分析し今後の啓発方法等に活用することは、いずれも公益に資すると認められるので、妥当である。
- 3 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

こうべ健康いきいきサポートシステムへの情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(共通)

- ・ 制度個人番号 (マイナンバー)
- ・ DV (ドメスティックバイオレンス) 情報

(予防接種情報)

- ・ 予防接種実施依頼書発行理由